内閣衆質一九八第二〇三号

令和元年六月十四日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員大河原雅子君提出照射ジャガイモに関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

一について

があったところ、政府においては、 業協同組合から当時の科学技術庁長官に対して、 内容」の意味するところが必ずしも明らかではないが、士幌アイソトープ照射センターにおいてばれいし いう。)し、 和三十二年法律第百六十七号)第三条第一項の許可を受けるため、 和五十五年法律第五十二号)による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 用することについて、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律 よ等に放射線を照射することを目的として、四十九万七千キュリーのコバルト六十の放射性同位元素を使 御指摘の「一九七二年、 同組合に対して、本件許可の旨及び同法第九条第一項の規定により許可証を交付する旨の通 士幌町農協のアイソトープ照射センター開設に当たって」及び 同長官が同年九月十九日付けで当該申請を許可 同項の規定に基づき放射性同位元素の使用の許可 昭和四十八年七月九日付けで士幌町農 (以下「本件許可」 「具体的な通知 0 申請 (昭 韶 کے

二について

知を行ったことは承知している。

ある。 ②発芽防止の目的でばれいしょに一定の方法により照射する場合に限り、 程等においてその管理のために照射する場合であって、 基づく食品、 いては、 を照射することは認められているところである。 り、こうしたこと等を踏まえ、食品衛生法 お尋ねの なお、 昭和四十七年の食品衛生調査会において食品衛生上安全であると考えられるとされたところであ 添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)においては、①食品の製造工 「照射直後のジャガイモ」の意味するところが明らかではないため、 発芽防止の目的で一定の吸収線量の放射線が照射されたばれいしょを食用に供することにつ (昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一条第一項の規定に 食品の吸収線量が○・一○グレイ以下のとき又は 販売の用に供する食品に放射線 お答えすることは困難で

三について

プ照射センターにおけるばれいしょへの放射線の照射については、食品、 可の範囲内において、 お尋ねの 「照射時期等」及び「一任」の意味するところが必ずしも明らかではないが、士幌アイソトー 士幌町農業協同組合が具体的な照射線量及び照射時期を決定しているものと承知し 添加物等の規格基準及び本件許

ている。

四について

お尋り ね 0 「照射直後のジャガイモ」の意味するところが明らかではないため、 お答えすることは困難で

ある。 なお、 放射線の照射時期の如何にかかわらず、二についてで述べた食品、 添加物等の規格基準にお

いて認められている方法により放射線が照射されたばれいしょの安全性について問題となる新たな知見は

得られていないものと承知している。

五について

お尋ね 0 「照射直後のジャガイモ」 及び 「相談もしくは報告もしくは販売許可など何らかの要請」 の意

味するところが明らかではないため、 お答えすることは困難である。

六について

お尋ねの 「コバルト六○の盗難・強奪などテロ」に対する対策については、 放射性同位元素等による放

射線障害の防止に関する法律により報告等の義務が課されていないため、政府として把握しておらず、お

答えすることは困難である。

また、 政府としては、士幌アイソトープ照射センターを含めた放射性同位元素等の大規模使用者等に対

して、 「テロ対策関係省庁会議における確認事項を踏まえた放射性同位元素等の管理の徹底について (通

知 (平成十四年十月二十二日付け十四科原安第六十四号文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全

課放射線規制室長通知)等を発出し、放射性同位元素等の管理の徹底を求めている。

七について

お尋ねの「士幌町農協のような放射線源」及び「民間の営業施設」の意味するところが明らかではない

ため、お答えすることは困難である。

八について

お尋ねの 「所管する」及び 「関係ない」の意味するところが明らかではないため、 お答えすることは困

難である。